

社会福祉法人横浜町社会福祉協議会役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第10条及び第25条に基づく横浜町社会福祉協議会の理事及び監事(以下「役員」という。)、評議員、その他会長の委嘱する部会員並びに委員等(以下「委員等」という。)に対する報酬並びに費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする

(役員等の報酬)

- 第2条 役員及び評議員並びに委員等(以下「役員等」という。)には、その勤務実態に即して、予算の範囲内において報酬を支給することができる。ただし、評議員の報酬は、各年度の総額が180,000円を超えない範囲で支給するものとする。
- 2 役員等の報酬額は、理事会の同意を得、評議員会の決議を得て、別表1並びに別表2に定める。
 - 3 会長の報酬は、別表1に定める報酬額とし、翌月10日(支給日が休日にあたるときは、前日)に支給する。
 - 4 役員等(会長を除く。)の報酬の額は、別表2に定めるとおりとし、都度支給する。
 - 5 第1項の勤務とは、会長は会務を統括し、役員等については、各所属の理事会、評議員会、監査会、部会並びに委員会、正副会長会議、職務研修とする。

(費用弁償)

- 第3条 役員等が職務により旅行した場合には、費用弁償を支給する。
- 2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。
 - 3 前項の計算、支給方法については、社会福祉法人横浜町社会福祉協議会旅費規程を準用する。ただし、日当及び宿泊については、別表3の額とする。

(委任)

第4条 この規程に定めるものの他、費用弁償の支給に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年11月30日に一部改正し、平成23年12月1日より、適用する。

この規程は、平成25年11月28日の理事会の同意を得て、平成25年12月10日の評議員会の議決を経て一部改正し、平成26年1月1日より、適用する。

(会長報酬支給に関する特例措置)

1. 第2条2項及び3項の規定に関わらず、平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間における会長の報酬額は、12,000円として支給する。

この規程は、平成29年7月25日に理事会の同意を得て、平成29年8月7日に評議員会において一部改正し、平成29年7月1日から適用する。

別表 1

役職名	報酬額	備考
会 長	0 円/月	

1.会長の報酬は 1,500 円/回とし、第 2 条 5 項に掲げる。日常の決済等、会務統括のための勤務を除く、会議及び職務研修等の勤務に応じて支給する。

別表 2

役職名	報酬額
理 事	1,500 円/回
監 事	2,000 円/回
評 議 員	1,500 円/回

1.その他会長の委嘱する部会員及び委員等の報酬は、以下のとおりとする。

1).部会員報酬 1,500 円/回

2).評議員選任解任委員報酬 2,500 円/回

3).苦情第 3 者委員報酬 1,500 円/回

4).生活福祉資金貸付調査委員及びたすけあい資金貸付調査委員報酬の支給無し。

5).心配ごと相談所運営委員報酬の支給無し。

別表 3

区分	出張地	日当 (日数)	宿泊料 (一夜につき)
・役員・評議員 ・部会員 ・評議員会任選任解任委員	町内出張	0 円	0 円
	県内出張	1,000 円	10,600 円
	県外出張	2,000 円	11,900 円
上記以外の者	町内出張	1,000 円	0 円
	県内出張	1,000 円	10,600 円
	県外出張	2,000 円	11,900 円